

プロポーザル方式実施説明書

第 1 章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

- ア 業務委託名 博物館施設の集約化及び多機能強化基本計画策定業務
 イ 業務内容 別紙「業務委託仕様書」のとおり
 ウ 履行期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 1 2 日（金）まで
 エ 契約上限金額 1 1, 9 7 9, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	契約書（案）	
3	業務説明資料	
4	評価基準	
5	プロポーザル方式実施説明書	
6	業務委託仕様書	
7	（別紙）業務内訳書	
8	様式 1	応募申請書
9	様式 1 - 2	宣誓書
10	様式 2 - 1	質問書
11	様式 2 - 2	質問回答書
12	様式 3	結果通知書
13	様式 4	委任状（支店・営業所等へ参加を委任する場合）
14	様式 5	共同企業体協定書（共同企業体で参加する場合）
15	様式 6	企画提案書（かがみ）
16	様式 6 - 2	業務実績書
17	様式 6 - 3	業務実施体制
18	様式 6 - 4	業務の実施方針及び手法
19	様式 6 - 5	特定テーマに対する企画提案
20	任意様式	見積書

(3) スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

応募申請書受付期間	令和8年4月24日(金)から 令和8年5月7日(木)午後5時まで
質問書受付期間	令和8年4月24日(金)から 令和8年5月11日(月)午後5時まで
市HPへ回答の公表	令和8年5月13日(水)※予定
企画提案書等提出期間	令和8年4月24日(金)から 令和8年5月14日(木)午後5時まで
1次審査結果通知日	令和8年5月18日(月)※予定
2次審査(プレゼンテーション)	令和8年5月20日(水)午後 ※予定 ※時間は参加申込者に追って通知します
結果通知日	令和8年5月25日(月)※予定
契約締結	令和8年5月29日(金)※予定

2 担当部署及び問い合わせ先

〒904-2292 うるま市みどり町1丁目1番1号

うるま市教育委員会 社会教育部 文化財課 担当：宮城

電話 098-923-7182 FAX098-923-7674

メールアドレス kyo-bunkaka@city.uruma.lg.jp

3 参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 本業務の遂行に必要な知識を十分理解しているとともに、業務を的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有していること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) うるま市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 法人税、市県民税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをしていないこと。

- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- (9) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てをしていないこと。
- (10) 沖縄県内に本社又は支店等を設置し、委託業務の実施にあたっては、正副2名以上の担当者を配置し必要時に事務局と速やかに連携を行うなど、本業務を円滑に遂行することができる十分な運営体制が整備されていること。
- (11) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ①共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ②共同企業体を構成する全ての事業者は、参加資格（1）～（2）、（4）～（9）の要件を満たす者であること。
 - ③共同企業体を構成する事業者のいずれかが、参加資格（3）、（10）の要件を満たす者であること。
- (12) 施設内に甲種防火対象物の防火管理者の有資格者、又は、甲種防火管理者資格講習の課程を修了した者（令和8年3月～4月の期間中に講習を予定している者を含む）を配置すること。

4 参加手続き等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

ア 受付期限 令和8年5月 7日（木）午後5時まで

イ 提出先 うるま市教育委員会 社会教育部文化財課 担当：宮城

ウ 提出方法 持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

エ 提出書類

種別	提出物名称	提出部数	備考
応募申請書	①応募申請書（様式1） 【応募申請添付書類】 ア 定款（法人のみ） イ 履歴事項全部事項証明書（登記簿謄本） ウ 所在する市町村の納税証明書 エ 国税及び都道府県税の納税証明書 オ 社会保険料納入確認（申請）書 カ 財務諸表（直近1カ年の貸借対照表及び損益計算書） キ 共同企業体協定書（様式5） ※共同企業体で応募する場合 ②宣誓書（様式1-2）	各1部 ※各証明書は3カ月以内に発行されたものを提出すること。	共同企業体での応募の場合、 【応募申請添付書類】 は、共同企業体を構成する全ての事業者分提出すること。 添付書類ア及びカは、原本証明を行うこと。 添付書類イ及びウ、エは、原本を提出すること。
質問及び回答	①質問書（様式2） ②回答書（様式2-2）	1部	（様式2-2）はうるま市回答様式
企画提案書	①企画提案書かがみ（様式6） ②業務実績書（様式6-2） ③業務実施体制（様式6-3） ④業務の実施方針及び手法（様式6-4） ⑤特定テーマに対する企画提案（様式6-5） ⑥見積書（自由様式）	（正）1部、 （副）7部	（副）は、応募者名や担当者名が特定出来ないようマスキングすること。 ⑥見積書について、人工・金額・諸経費率など内容が分かるものを提出すること

(2) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をすること。質問に対する回答は、企画提案書提出期限の前3日間うるま市役所（業務所管課）において閲覧に供するとともに、参加資格を認められた者全員に通知する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 令和8年5月11日（月）午後5時まで

イ 提出先 うるま市教育委員会社会教育部 文化財課 担当：宮城 圭人

ウ 提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メール

（ただし、持参以外は着信確認を行うこと。）

エ 回答及び方法 令和8年5月13日（水）予定 ※市HPへ回答を公表する。

5 参加資格の喪失

(1) 応募申請書の提出期限の日又は指名通知日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

ア 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ 第1章4（1）エ及び第2章2（2）で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第2章 企画提案書等について

1 企画提案書等作成にあたっての留意点

(1) 提案は、簡潔に記述すること。

(2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。

(3) 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は不要とする。

(4) 多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写をするため、見易さに配慮をすること。

2 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

(1) プロポーザル方式実施説明書第2章1及び2に定める条件に適合しない提案。

(2) 虚偽の記載をした提案。

(3) 第1章3に示した参加資格を有しない者の提案。

- (4) プレゼンテーションに出席しなかった者の提案。
- (5) 見積金額が、実施説明書に示した契約上限金額を超える提案。

3 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (6) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (7) 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- (8) 提出された書類は返却しないものとする。
- (9) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第3章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が選定した選定委員会が次のように行う。

(1) 審査の実施

ア 第1次審査（書面審査）

(ア) 企画提案書等を提出した事業者が3者を超える場合は、提出された企画提案書等について、評価基準に従い書面審査（第1次審査）を実施する。

(イ) 第1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、イの第2次審査を行うものとする。第1次審査を実施しない場合は、企画提案書等を提出した全事業者をイの第2次審査の対象とする。

(ウ) 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和8年5月18日（月 予定）までに、書面にて通知する。

イ 第2次審査（プレゼンテーション）

(ア) 実施日 令和8年5月20日（水 予定） 詳細については対象者に別途連絡する。

(イ) 第2次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書の説明のために、必要な機材の使用を認める。

- (ウ) 評価基準に従い審査を行う。
- (エ) プレゼンテーションへの出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、プレゼンテーション時間は1者あたり30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。
- ウ 評価基準 別紙「評価基準」のとおり。

2 受託候補者の特定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。
- (3) 最低基準点をあらかじめ設定している場合
審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。
- (4) 特定・非特定の通知
提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により令和8年5月25日（月）までに通知する。

3 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次のア、イに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取消するものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。

- (ア) 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき
- (イ) 第1章4（1）エ及び第2章2（1）で示す書類に虚偽の記載をしたとき

4 審査結果に対する異議申し立てについて

- (1) 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

第4章 その他

- (1) 本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。